

受賞

大臣表彰（敬称略）

【秘書広報課】

●厚生労働大臣表彰

藤原 義久 現 橋本市障害児者父母の会会長

●経済産業大臣表彰

苅田 一郎 現 高野口町商工会理事

お知らせ

高齢者の住宅火災に注意

【橋本市消防本部・伊都消防組合消防本部】

これからの季節は寒さが増し、空気が乾燥して火災が発生しやすくなります。近年、住宅火災で亡くなる人が急増し、65歳以上の方が全体の7割を占めています。死因で最も多いのは逃げ遅れで、出火原因はたばこが最も多く、放火、ストーブと続きます。

火災を発見し、消火が困難な場合は急いで避難するとともに、可能であれば延焼を防ぐために燃えている部屋のドアを閉めて避難しましょう。また、就寝中は火災に気づくのが遅れるため、住宅用火災報知器を設置しましょう。

火災から尊い命、大切な財産を守るため、火災予防に対する意識を高めて火災を未然に防ぎましょう。

●問い合わせ

- 橋本市消防本部 ☎33-0119
- 伊都消防組合消防本部 ☎22-0119

下水道は正しく使用しましょう

【下水道課】

下水道に流せるのは、し尿と生活排水だけです。次のようなものを流すと下水道管の詰まりなどの原因となるので、十分注意してください。

- トイレトーパー以外の紙類、布類
- 天ぷら油などの廃油、残飯、野菜くず
- ガンリン、シンナーなどの有害物質

●問い合わせ 下水道課 ☎33-3150

有名メーカーの「偽ホームページ」に注意しましょう

【消費生活センター】

新型コロナウイルス感染症が広がる中で、インターネットを利用して買い物をする機会が増えています。そのような状況の中、有名メーカーなどのホームページに非常によく似た作りで、正規サイトの価格より安く商品を販売する「偽ホームページ」によるトラブルが増えています。



特に最近では家具や家電、ゲーム機などが多くなっており、入手困難な人気商品が販売されているケースもあります。

偽ホームページを利用してしまうと、「代金を支払ったのに商品が届かない」、「事業者と連絡が取れない」などの被害に遭う恐れがあります。初めてのホームページを利用する時は、事業者の所在地や連絡先が実在のものか、不自然な表記が無いかなどをよく確認し、慎重に検討しましょう。

もしトラブルに遭ってしまった場合は、消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ

消費生活センター ☎33-1227

ひきこもりがちな青年のための居場所があります

【福祉課】

ひきこもりがちな青年への居場所提供、相談支援、社会体験活動や家族同士の交流会などを実施しています。気軽にご相談ください。なお、1月から相談場所が移転していますのでご注意ください。

●市内の相談機関

特定非営利活動法人ひきこもり支援サークル
とらいあんぐる（清水543-1）
☎32-1705（火・木・土曜日 午後2時～4時）

●問い合わせ

福祉課 障がい福祉係 ☎33-3708

火災や管路工事などに伴う水道水の濁りについて

【水道施設課】

火災発生時に消火栓を使用した場合や、管路事故が発生した場合などには、水道管内の水の流れる速度が急変し水道水が濁ることがあります。

このような場合、市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、早急に適正な状態に復旧するよう努めますので、ご理解をお願いします。

また、水道水は水が透き通っていることを確認の上、ご使用ください。

●問い合わせ

水道施設課 ☎33-2861

幼児教育・保育無償化の施設等利用給付認定について

【こども課】

幼稚園、保育所、こども園を利用していない人が、認可外保育施設やファミリー・サポート・センター事業などを利用する場合、保育の必要性があると認定された人は幼児教育・保育無償化の対象となります。

●申請期間

施設などの利用を開始する2週間前まで
※4月から利用を開始する場合は3月18日(木)まで

●無償化の内容

- 3～5歳児クラス 月額上限3.7万円
- 0～2歳児クラス 住民税非課税世帯のみ対象で月額上限4.2万円

●問い合わせ

こども課 保育幼稚園係 ☎33-6102



マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について

【市民課】

マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設します。また、マイナポイントの申し込みもできます。

なお、戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。



●日時

- 2月14日(日) 午前9時～午後3時
- 2月26日(金) 午後5時30分～8時

●問い合わせ

市民課 住民係 ☎33-1131

本人通知制度の事前登録について

【市民課】

住民票や戸籍謄本などの不正請求を抑止するため、事前に登録した人に対し、代理人や第三者が証明書を取得した場合にその交付事実を通知する制度です。住民票の写しや戸籍などの交付を差し止める制度ではありません。

●登録できる人

橋本市に住居登録や本籍のある人（過去にあった人も含む）

●登録方法

本人確認書類（運転免許証・旅券など）を持参し、市民課窓口で申請してください。

●通知対象（除票・除籍などを含む）

住民票の写し、戸籍附票の写し、戸籍謄抄本など

●通知内容

交付年月日、交付した証明書の種別、通数および交付請求者の種別（代理人・第三者）

●問い合わせ

市民課 住民係 ☎33-1131

